

6次産業化の取り組みによる経営発展

甲賀農業農村振興事務所農産普及課

【普及活動のねらい・対象】

甲賀管内では、特産の茶、大かぶ、滋賀羽二重糯等を活用した農産物の加工品の取り組みが各地域で盛んに行われています。最近では、米粉を利用したパンやお菓子の新商品を開発され、販売が始まっています。農産普及課では、国の6次産業化法の施行に伴う総合化事業計画の認定申請をはじめ、6次産業化関連事業を積極的に先取りし、支援を行ってきました。

【普及活動の成果】

第1回の総合化事業計画の認定に向け、平成23年2～3月にかけて認定農業者や農業生産法人を中心に、各種研修会や個別相談で制度の説明と事業計画の策定支援を行いました。その結果、16経営体が認定を受け、全国で最多の認定者数の地域となりました。さらに第2回認定では2経営体が認定を受け、認定者数は18経営体となりました。

事業計画の認定概要は表の通りですが、農業生産法人が10経営体（集落営農4、個別6）と半数以上を占めています。法人が多いのは、すでに経営の多角化として加工品の販売や試作品の検討をしており、今後のさらなる展開（新商品開発、新たな販路開拓）に事業計画認定は補助事業の活用においてメリットがあるため、積極的な認定申請をされました。

<甲賀管内の総合化事業計画の認定状況>

部 門	茶	米・野菜	野 菜・花	米 粉	果 樹
経営形態	法 人 2 戸	法 人 2 戸	法 人 4 戸	法 人 2 戸	個 人 1 戸
	個 人 3 戸	個 人 2 戸	個 人 1 戸		
	組 織 1 戸		(野菜・花)		

6次産業化に取り組む経営体は、それぞれが生産する農産物の特徴を活かした加工品開発に創意工夫や斬新なアイデアが多く、オンリーワンの商品開発への意気込みが強く感じられます。総合化事業計画の認定は、6次産業化に向けてのスタートラインであり、新商品が開発され販売に結び付くことによる農業者の所得向上が目標となります。

この目標を達成するためには、農業者と関係者が緊密に連携し、次のような課題に取り組む必要があります。

- ① 6次産業化の農業者への周知（新たな価値の創造、気づきによる新商品開発）
- ② 情報の迅速で幅広い収集（国の補助事業は公募型の直接採択が中心）
- ③ 加工技術、流通販売への対応（6次産業化サポートセンター等の専門家との連携）
- ④ 農産物直売所等での品揃え、集客アップにつながる商品開発
- ⑤ 地域文化（伝統野菜、郷土料理等）の情報発信による農業農村の活性化
- ⑥ 新たな販売方式につながるマッチング機会の活用